

平成十六年二月

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため
の日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の説明書

外
務
省

目次

ページ

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 条約の主要な内容	二
1 適用対象及び定義に関する規定	二
2 二重課税の回避等のための規定	二
3 条約の特典の制限に関する規定	二
4 二重課税の排除の方式に関する規定	三
5 その他	三
6 議定書	三
7 交換公文	四
三 条約の実施のための国内措置	四
四 条約と現行租税条約との事項別対照表	五

1 条約の成立経緯

(1) 昭和四十六年三月八日に東京で署名された我が国とアメリカ合衆国との間の現行租税条約が条約締結以来相当年を経ていることから、平成十三年十月以降、両政府は同条約の見直しのための交渉を行ってきた。その結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十五年十一月六日にワシントンにおいて、日本側加藤特命全權大使とアメリカ合衆国側スノー財務長官との間でこの条約の署名が行われた。

(2) 我が国は、これまでにアメリカ合衆国とのものを含め四十四の租税条約を締結している。この条約は、OECD条約モデルを踏まえつつも、条約の特典の濫用を防止するための規定など現行条約にも我が国のこれまでの条約例にもない幾つかの新しい規定を盛り込んでいる。

2 締結の意義

この条約は、現行条約に代わるものであり、この条約を含めこれまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とアメリカ合衆国との間で課税権を調整するものである。この条約を現行租税条約と比較した場合における特色としては、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、使用料及び一定の金融機関等が受け取る利子については免税とすること、また、条約の特典の濫用を防止するため、締約国の居住者のうち一定の要件を満たしたものに對してのみ条約の特典を認めることとし、両国において課税上の取扱いが異なる事業体に関する条約の適用関係を具体的に明らかにすることにより、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に對して、一定の要件の下、条約の特典が与えられるものとしていること、更には、両締約国に對し、相手国の課税のために情報を入手する十分な権限をそれぞれの税務当局に對して国内法上付与することを確保するための必要な措置を講ずることを義務付ける規定等を取り入れたことが挙げられる。これにより、我が国とアメリカ合衆国との間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っているほか、この条約とともに交換公文が作成されており、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを定めている（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」、「法人」、「国民」、「国際運輸」、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」、「恒久的施設」等の用語を定義するとともに、両締約国の間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、条約の特典が与えられること（第三条、第四条及び第五条）を定めている。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の利得（事業所得）については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること（第七条）、国際運輸業所得については企業の居住地国においてのみ課税されること（第八条）を定め、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率の上限（第十条から第十二条）について規定している。また、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、原則として役務提供地国で課税されるが、給与取得者の相手国滞在期間が百八十三日を超えない等一定の場合は相手国で課税できないこと（第十四条）、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができること（第十五条）を定め、また、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則（第十七条及び第十八条）について規定している。更に、前記の所得以外の所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができること（第二十一条）を定めている。

3 条約の特典の制限に関する規定

この条約においては投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げられることから、相手国居住者のうち、個

人、政府、一定の公開会社及びその関連会社、一定の公益団体、一定の年金基金、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられること（第二十二條）を定めている。

4 二重課税の排除の方式に関する規定

我が国及びアメリカ合衆国においてはいずれも外国税額控除方式により二重課税を排除することを定めている（第二十三條）。

5 その他

両締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法、その場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九條）、租税に関する無差別取扱い（第二十四條）、納税者の不服申立て及び権限のある当局の間の協議（第二十五條）、この条約又はすべての種類の租税に関する法令の実施に関連する情報の交換及び相手国の課税のために情報を入手する十分な権限をそれぞれの税務当局に対して国内法上付与することを確保するための必要な措置を講ずべきこと（第二十六條）、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助（第二十七條）、外交官又は領事官の租税上の特権とこの条約との関係（第二十八條）、一方の締約国の国内法の改正等に伴う問題解決のための協議（第二十九條）等について規定しているほか、効力発生、現行租税条約の適用・終了（第三十條）及びこの条約の効力存続期間（第三十條）について規定している。

6 議定書

外国保険業者の発行した保険証券や我が国で設立されたアメリカ合衆国の民間財団等に対するアメリカ合衆国消費税の取扱い（第三一項）、一般的定義条項における「法人以外の団体」に含まれる団体（第二項）、一般的定義条項における「年金基金」の範囲（第三項）、恒久的施設が事業をやめた後に発生する利得の取扱い（第四項）、特殊関連企業に関し、企業の利得を決定する場合の独立企業原則の適用（第五項）、アメリカ合衆国の不動産投資信託等が「分散投資」しているとされる場合（第六項）、配当条項における一定の場合の課税所得の算定方法（第七項）、有価証券の貸付け等に関連する料金等に対する課税上の取扱い（第八項）、アメリカ合衆国の不動産投資信託が同国内の不動産譲渡収益を原資として行う分配についての課税上の取扱い（第九項）、ストックオプションに関する課税上の取扱い（第十項）、特典制限条項における「通常取引」しているとされる場合（第十一項）、特典制限条項における営業又は事業の活動に従事しているか否かの決定（第十二項）、匿名組合契約等によって設立された仕組みの取扱い（第十三

項)について規定している。

7 交換公文

アメリカ合衆国における国際運輸業所得に対する住民税又は事業税の賦課の回避のための説得義務(第一項)、恒久的施設に帰せられる利得の決定(第二項)、移転価格課税事案に関する経済協力開発機構の移転価格ガイドラインの採用(第三項)、我が国における配当の支払を受ける者が特定される日(第四項)、利子条項における「債券」の範囲(第五項)、情報交換条項における租税の「管理」に關与する「当局」の範囲(第六項)、情報交換条項における「監督機関」の範囲(第七項)、両締約国の権限のある当局が情報を入手するための権限の範囲(第八項)について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の規定を実施するため、所得税法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

四 条約と現行租税条約との事項別対照表

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
役員報酬	給与所得	自由職業所得	譲渡収益	使用料	利子	配当	特殊関連企業	国際運輸業所得	事業所得	不動産所得	恒久的施設	条約と国内法との関係	居住者	一般的定義	対象税目	対象範囲	事 項
第十五条	第十四条	なし	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	なし	第四条	第三条	第二条	第一条	本 条 約
第十八条	第十八条	第十七条	第十六条	第十四条	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第八条	第十五条	第九条	第四条	第三条	第二条	第一条	なし	現 行 租 税 条 約

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
終了	発効	協議	外交官	徴収共助	情報交換	相互協議	無差別取扱い	所得源泉	二重課税排除	特典制限	その他所得	特典の享受	教授	学生	政府職員	年金	芸能人所得
第三十一条	第三十条	第二十九条	第二十八条	第二十七条	第二十六条	第二十五条	第二十四条	なし	第二十三条	第二十二条	第二十一条	なし	第二十条	第十九条	第十八条	第十七条	第十六条
第二十九条	第二十八条	なし	第二十四条	第二十七条	第二十六条	第二十五条	第七条	第六条	第五条	なし	なし	第二十二条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十三条	なし